

院内掲示事項

当診療所では、医療法、健康保険法、診療報酬制度その他関係法令に基づき、以下の事項を院内に掲示しております。

1. 保医療法に基づく基本掲示事項

- ・ 医療機関の名称
宇陀市国民健康保険直営田口診療所
- ・ 管理者
所長 西尾 健治
- ・ 診療科目
内科・整形外科
- ・ 診療日・診療時間
入口の掲示板にて別途掲示
- ・ 所在地
奈良県宇陀市室生田口元上田口 2054 番地

2. 個人情報保護方針

当診療所では、患者様の個人情報を適切に取り扱い、保護に努めています。

患者様の個人情報は、診療、検査、処方、会計、医療保険請求、他医療機関との連携、行政機関への届出等、医療提供に必要な範囲で利用します。

個人情報の利用目的は以下のとおりです。

個人情報の主な利用目的

- ・ 診療、検査、処置、投薬、療養指導
- ・ 医療保険請求事務
- ・ 会計、経理
- ・ 他の医療機関、介護事業所、薬局等との連携
- ・ 紹介状、診療情報提供書等の作成
- ・ 検査業務等の外部委託
- ・ 行政機関、保険者等への届出・報告
- ・ 医療の質向上、安全管理、院内研修
- ・ その他、患者様への医療提供に必要な業務

※個人情報の取り扱いについてご不明な点がある場合は、受付までお申し出ください。

3. 保険医療機関

当診療所は保険医療機関です。健康保険法に基づく療養の給付を行っています。

4. 当診療所が届出ている施設基準

当診療所は以下の施設基準について、近畿厚生局に届出を行っています。

- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・ 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 外来感染対策向上加算

5. 明細書の発行について

当診療所では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨をお申し出ください。

6. 保険外負担について

当診療所では、以下の項目について実費をご負担いただいております。

項目	費用（税込）
診断書（一般）	1,500 円
診断書（生命保険用）	3,000 円
予防接種（インフルエンザ）	4,950 円
予防接種（コロナ）	15,400 円

※上記以外に保険適用外の費用が発生する場合は、事前にご説明いたします。

7. 長期収載品（先発医薬品）の選定療養について

令和 6 年 10 月 1 日より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品について、患者様のご希望により先発医薬品を使用する場合は「選定療養」として、後発医薬品との差額の一部を別途ご負担いただきます。

ただし、医療上の必要性から医師が先発医薬品を処方する場合は、従来どおり保険給付の対象です。ご不明な点がございましたら、受付にてお尋ねください。

8. 電子的診療情報連携体制について

当診療所では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報・薬剤情報等を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。

また、電子処方箋の発行および診療情報共有サービスを活用し、質の高い診療を行うための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

9. 地域支援・医薬品供給対応体制について

当診療所では、医薬品の安定供給を目指し、後発医薬品の使用促進に取り組んでおります。また、医薬品の供給不足が発生した場合には、必要に応じて処方内容の変更等を行い、適切に対応できる体制を整えております。

処方薬の変更にあたり、ご不安な点やご不明な点がある場合は、医師または職員までご相談ください。

10. ベースアップ評価料について

当診療所では、勤務する職員の賃金改善を実施するため、外来・在宅ベースアップ評価料を算定しています。

※本加算は、医療機関に勤務する職員（医師、看護師、事務職員等）の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。

11. 院内感染対策について

当診療所では、院内感染対策として以下の取り組みを行っています。

- ・ 感染対策に係る院内指針を策定し、職員に周知しています。
- ・ 院内感染対策に関する研修を定期的実施しています。
- ・ 感染症の発生状況を把握し、感染対策を適切に実施する体制を整えています。
- ・ 抗菌薬の適正使用に取り組んでいます。
- ・ 他の医療機関や地域の医師会等と連携し、感染対策に関する情報共有・助言を受ける体制を確保しています。

12. 一般名処方について

当診療所では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬については、患者様へご説明のうえ、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要なお薬が提供しやすくなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

13. 物価対応料について

令和8年6月の診療報酬改定に伴い、物価高騰への対応として「物価対応料」が新設されました。初診時・再診時に所定の点数が加算されます。